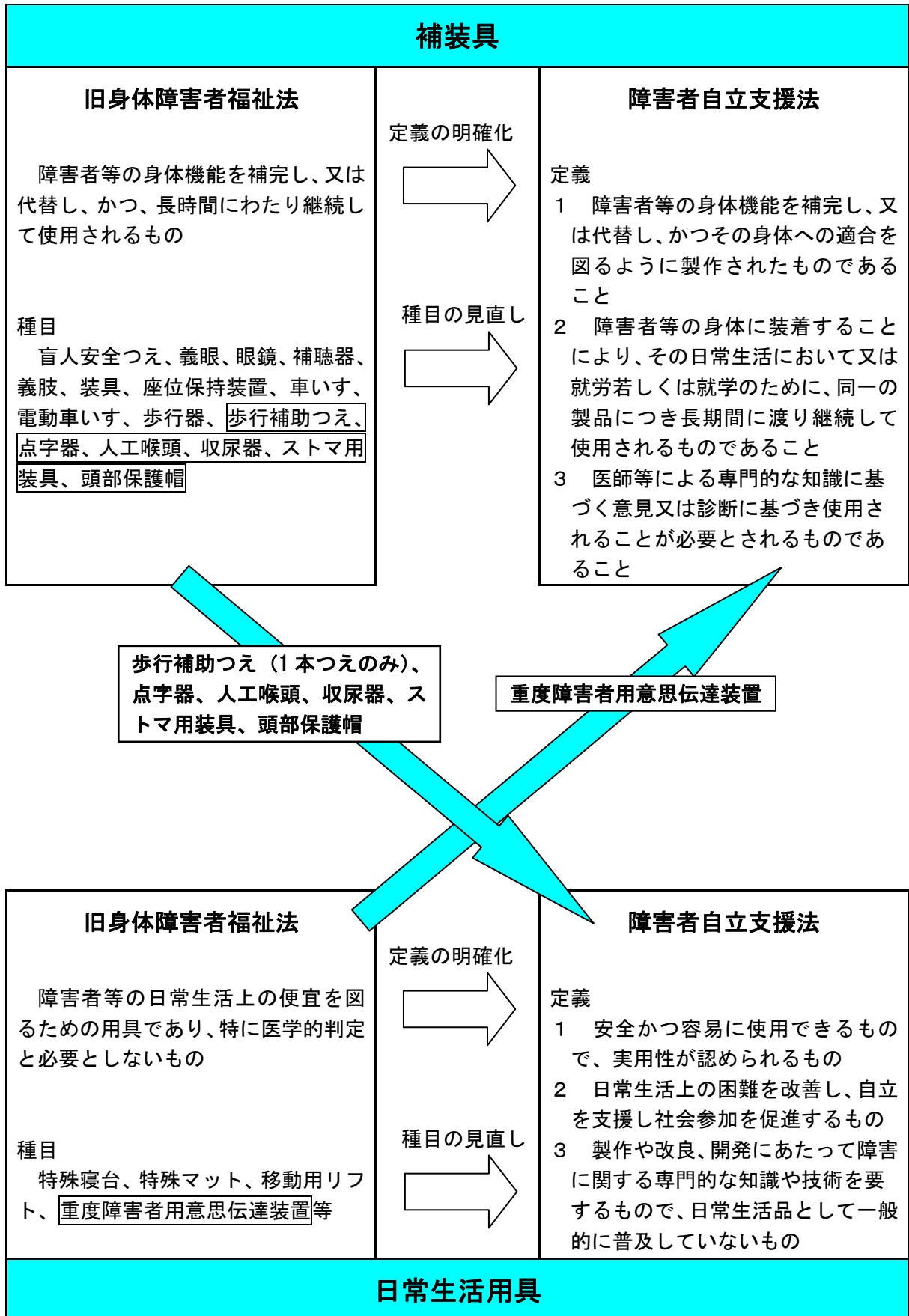


第1回義肢等補装具専門家会議

参考資料

	ページ
1 障害保健福祉施策の補装具及び日常生活用具の範囲の見直し……………	1
2 義肢等補装具支給制度の支給種目と障害者自立支援法における整理……	2
3 点字器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえの支給対象者…	3
4 点字器の概要……………	4
5 人工喉頭の概要……………	5
6 収尿器の概要……………	6
7 ストマ用装具の概要……………	8
8 歩行補助つえの概要……………	9
9 重度障害者用意思伝達装置の機種別機能等……………	11
10 障害者自立支援法の補装具費支給制度における重度障害者用意思伝達 装置の支給基準……………	12
11 障害者自立支援法の補装具費支給制度において追加された車いす及び 電動車いすの付属品……………	13
12 車いす及び電動車いすの支給対象者の範囲のイメージ……………	14
13 携帯用会話補助装置の概要……………	15
14 障害等級表……………	16

障害保健福祉施策の補装具及び日常生活用具の範囲の見直し



義肢等補装具支給制度の支給種目と障害者自立支援法における整理

支給種目	障害者自立支援法における整理	
	補装具	日常生活用具
義肢	○	
上肢装具及び下肢装具	○	
体幹装具	○	
座位保持装置	○	
盲人安全つえ	○	
義眼	○	
眼鏡（コンタクトレンズを含む）	○	
点字器		○
補聴器	○	
人工喉頭		○
車いす	○	
電動車いす	○	
歩行車	○	
収尿器		○
ストマ用装具		○
歩行補助つえ	○（1本つえを除く）	○（1本つえのみ）
かつら	労災独自種目	
浣腸器付排便剤	労災独自種目	
褥瘡予防用ふとん		○
介助用リフター		○
フローテーションパッド	車いす付属品に含む	
ギャッチベッド		○

重度障害者用意思伝達装置	○	
--------------	---	--

※ 網掛けは、障害保健福祉施策の補装具及び日常生活用具の範囲の見直しにより、補装具から日常生活用具（重度障害者用意思伝達装置は日常生活用具から補装具）に整理されたもの

※ 重度障害者用意思伝達装置は、労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象ではない。

点字器、人工喉頭、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえの支給対象者

	<p>労災保険法の支給対象者</p>	<p>障害者自立支援法の支給対象者 <u>※ 各市町村で決定できることから、ある市町村の支給対象者の基準であり参考として記載したもの</u></p>
<p>点 字 器</p>	<p>両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p>	<p>視覚障害により身体障害者手帳を持っている者（①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）がそれぞれ0.1以下のもの、②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、③両眼視野がそれぞれ10度以内のもの、④両眼視野2分の1以上が欠けているもの）</p>
<p>人 工 喉 頭</p>	<p>言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p>	<p>喉頭を摘出したことにより身体障害者手帳を持っている者</p>
<p>収 尿 器</p>	<p>せき髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴うこと又は尿路変向を行ったことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p>	<p>高度の排尿機能障害により身体障害者手帳を持っている者</p>
<p>ストマ用装具</p>	<p>業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者</p>	<p>腹部に人工肛門、人工膀胱を増設したことにより身体障害者手帳を持っている者</p>
<p>歩行補助つえ</p>	<p>下肢の全部又は一部を喪失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足又は下肢装具の使用が可能である者</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の著しい障害により身体障害者手帳を持っている者</p>

点字器の概要

1 概要

点字を書く道具で、点字板、点字定規、点筆の総称。点字板に点字定規を固定して穴の開いた点字定規に紙をはさみ、点筆で点を打つ。標準点字器は 32 マス 18 行で、上下 2 枚の点字定規の上板には 6 つの穴、下板には 6 つの凹点がある。

2 労災保険における対応

義肢等補装具支給制度の支給対象種目である。

(1) 支給対象者

ア 両眼に視力障害を残すことにより、障害等級第 4 級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

イ 社会復帰促進等事業として支給された点字器であって、耐用年数を超えたものを有する者

(2) 支給の範囲

1 人につき 1 台の支給とする。

(3) 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
標準型	A 32 マス 18 行、両面書 真鍮板製	点筆	A 10,400 円	7	価格は点筆を含むものであること。
	B 32 マス 18 行、両面書 プラスチック製		B 6,600 円		
携帯用	A 32 マス 4 行、片面書 アルミニウム製	点筆	A 7,200 円	5	
	B 32 マス 12 行、片面書 プラスチック製		B 1,650 円		

人工喉頭の概要

1 概要

喉頭を摘出した人が発声を補うために用いる発声装置。笛式と電動式がある。

2 労災保険における対応

義肢等補装具支給制度の支給対象種目である。

(1) 支給対象者

ア 言語機能を廃したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

イ 社会復帰促進等事業として支給された人工喉頭であって、耐用年数を超えたものを有する者

(2) 支給の範囲

1 障害につき1個の支給とする。

(3) 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
笛式	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	気管カニューレ	5,000 円	4	気管カニューレ付とした場合は、3,100 円増しとすること。
電動式	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電池 充電電池	70,100 円	5	価格は、電池又は充電器を含むものであること。

収尿器の概要

1 概要

排尿障害となった場合に補助具として用いられる道具。採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が備えられている。男子用と女子用がある。

労災保険の義肢等補装具支給制度の収尿器には、人工膀胱を増設した者が使用する人工膀胱用ストマ用装具（蓄尿袋）を含んでいる。

蓄尿袋は、人工膀胱（尿路変更術）の排せつ口（ストマ）から排せつされる尿を処理する袋。

2 労災保険における対応

義肢等補装具支給制度の支給対象種目である。

(1) 支給対象者

ア セキ髄損傷、外傷性泌尿器障害、尿路系腫瘍等の傷病のため、尿失禁を伴うこと又は尿路変向を行ったことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

イ 社会復帰促進等事業として支給された収尿器であって、耐用年数を超えたものを有する者

(2) 支給の範囲

1人につき2器の支給とする。

ただし、人工膀胱用簡易型（使い捨て型）については、下表の価格の範囲内で所轄局長が必要と認めた数とする。

(3) 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
男性用	採尿器と蓄尿器で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。		A 7,700 円 B 5,700 円	1	

		ラテックス製又は ゴム製 A 普通型 B 簡易型				
女性用		A 普通型 耐久性ゴム製採 尿管袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製 の尿管袋導尿管付		A 8,500 円 B 5,900 円		簡易型は採尿管袋 20 枚を 1 組とする。
人工膀胱用	回腸導尿管用	採尿管と蓄尿管で構成し尿の逆流防止装置をつけるものとする（いずれも膀胱摘出によるもの。）。		14,220 円	1	両面粘着シートを必要とする場合は両面粘着シート額を加算すること。
	尿管瘻用		10,170 円			
	簡易型	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の蓄尿管で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製（膀胱摘出によるもの）	皮膚保護剤袋を身体に密着させるもの	11,300 円		価格は 1 か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。

ストマ用装具の概要

1 概要

直腸の切除により人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具であり、低刺激性の粘着剤を使用した密封型若しくは下部開放型の蓄便袋。

蓄便袋は、人工肛門の排せつ口（ストマ）から排せつされる便を処理するもの。労災保険の義肢等補装具支給制度のストマ用装具は、蓄尿袋を含まない。

2 労災保険における対応

義肢等補装具支給制度の支給対象種目である。

(1) 支給対象者

業務上の事由又は通勤による負傷、疾病により直腸を摘出したことにより、障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者

(2) 型式及び価格等

名称	基本構造	付属品	価格	備考
人工肛門用	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の蓄便袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製	皮膚保護剤袋を身体に密着させるもの	8,600 円	価格は1か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。

歩行補助つえの概要

1 概要

歩行補助つえは、使用者の下肢機能にかかる負担や疲労を軽減し、立位姿勢のバランスを安定させることにより転倒などの事故を防ぎ、歩行距離や歩行速度の向上を補助するために用いる。

つえ（1本つえのみ）のほか、松葉づえ（腋下真下に、腋下当てが付き、腋を締めると、下部の握りグリップを持って体重を安定し支えることができる杖）、カナディアン・クラッチ（上肢上腕部と肘部をカフで支えることが可能であり、手のグリップ部分で体重を支える杖）、ロフストランド・クラッチ（肘の下にグリップがあり、グリップの支えでは弱い時には、前腕部（カフ）でも支え、安定した姿勢が維持できる安全可能な杖）、多点杖（使用者の歩行速度が不安定な方で、足に十分な力が入れられず安定した床接地面があり段差やスロープのないフラット面な場所で使用可能な杖）がある。

2 労災保険における対応

義肢等補装具支給制度の支給対象種目である。

(1) 支給対象者

ア 下肢の全部又は一部を喪失し、又は下肢の機能に障害を残すことにより、障害等級第7級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた者又は受けると見込まれる者であって、義足又は下肢装具の使用が可能である者

イ 既に使用していた歩行補助つえで、業務上の事由又は通勤によりき損し、かつ、修理不能となったものを有する者

ウ 社会復帰促進等事業として支給された歩行補助つえであって、耐用年数を超えたものを有する者

エ 車いすの支給対象者及び電動車いすの支給対象者に該当する者で、歩行補助つえを使用することによって起立程度が可能となる場合

(2) 支給の範囲

1人につき1本の支給とする。

ただし、両下肢に障害のある場合には、必要に応じ2本支給とする。

(3) 型式及び価格等（1本つえのみ）

名称	基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
つえ	主体－木材（十分な強度を有するもの） 外装－ニス塗装	夜光材	2,200円	3	<p>夜光材を使用した場合は410円（全面夜行材付とした場合は1,200円）増しとすること。</p> <p>価格は1本当たりのものであること。</p> <p>外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。</p>
	主体－軽金属 外装－塗装なし	夜光材	3,000円		

重度障害者用意思伝達装置の機種別機能等

メーカー	機 能 等	販売価格	オプション
A	パソコンを使用して1つから2つのセンサ(スイッチ)操作またはマウスで文書で作ることができ、印刷や音声による読み上げも可能。また緊急時に必要なメッセージを発生させることもできる。	500,000円 (本体価格)	パソコン ディスプレイ センサ分岐器 センサ
B	パソコンのキー操作の困難な者が1つのセンサ(スイッチ)操作で入力できる、スキャン方式の代替入力装置。キーボードの文字が順次点灯しながら移動し、センサで選択し、希望の文書を作成する。	195,000円 (本体価格)	触覚センサ等
C	独自のセンサーの採用により身体の一部を動かすだけで意思を伝達することができる。専用のインターネット機能の装備により簡単にメールのやりとり、ホームページへのアクセスが可能。音声ガイド機能により、視覚に障害のある者も操作可能。	449,000円 (本体価格)	タッチセンサー ピエゾセンサー エアバグセンサー 表情スイッチ
D	自らの意思を伝達するだけでなく、家庭内のテレビ、エアコン等の赤外線リモコンに対応した家電製品のあらゆる操作を、重度障害者の残された身体機能に応じた入力スイッチで操作することができる。	760,000円 (本体価格)	呼吸スイッチ 押しボタン 舌タッチスイッチ 指先スイッチ 筋電スイッチ
E	安静時と暗算などにより頭を使った場合の前頭部における脳血流量の差を、赤外線光により検知し、判定プログラマで「はい」「いいえ」を判定する。	440,000円 (本体価格)	光センサー 30,000円
F	視線と瞬き(又は数秒間の凝視)だけで、自分の意思をコンピューター音声や文字入力によって伝達することができる。	900,000円 (本体価格)	眼球映像モニター システムスタンド パソコン

障害者自立支援法の補装具費支給制度における 重度障害者用意思伝達装置の支給基準

1 支給対象者

「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な者」

2 型式及び価格等

基本構造	付属品	価格	耐用年数	備考
ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	プリンタ	450,000 円	5 年	ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象（脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

3 修理基準

修理部位	価格	備考
本体修理	50,000 円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 触れる操作で信号入力可能なタッチセンターコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は 10,000 円、ピンタッチ先端部は 6,300 円増しとすること。 </div>
固定代（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000 円	
入力装置固定具交換	30,000 円	
呼び鈴交換	20,000 円	
呼び鈴分岐装置交換	20,000 円	
接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000 円	
帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000 円	
筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000 円	
光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000 円	
呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000 円	
圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000 円	

障害者自立支援法の補装具費支給制度において 追加された車いす及び電動車いすの付属品

「補装具の種別、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件」（平成 19 年 6 月 29 日付け厚生労働省告示第 231 号）により、障害者自立支援法の補装具の車いす及び電動車いすの付属品に次の付属品が追加された。

1 車いす

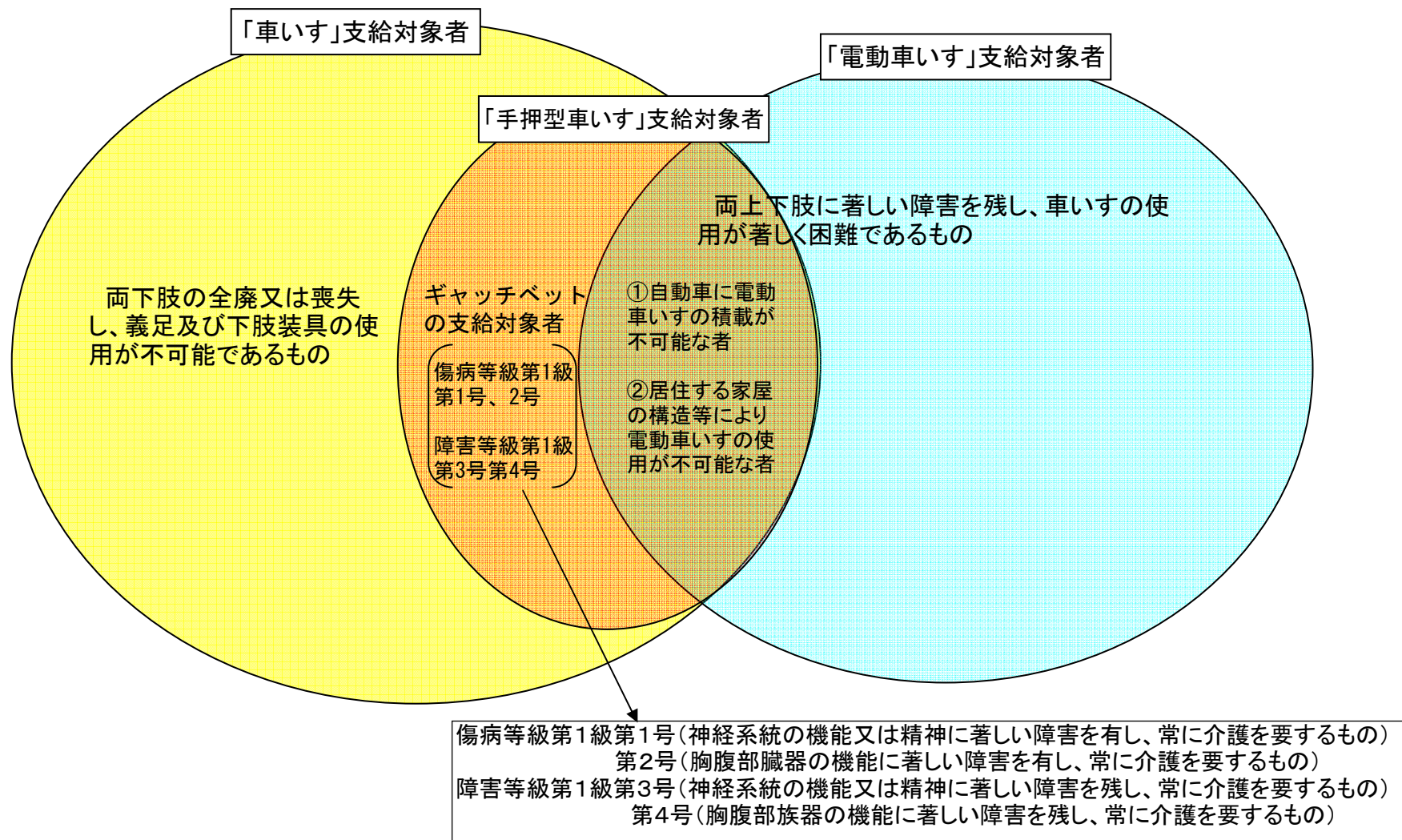
ステッキホルダー（杖たて）
泥よけ
屋外用キャスター（エアー式等）
転倒防止用装置
滑り止めハンドリム
キャリパーブレーキ
フットブレーキ（介助者用）
携帯用会話補助装置搭載台
酸素ボンベ固定装置
人工呼吸器搭載台
栄養パック取り付け用ガートル架
点滴ポール

2 電動車いす

ステッキホルダー（杖たて）
転倒防止用装置
クライマーセット（段差乗り越え補助装置）
フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）
携帯用会話補助装置搭載台
酸素ボンベ固定装置
人工呼吸器搭載台
栄養パック取り付け用ガートル架
点滴ポール

車いす及び電動車いすの支給対象者の範囲のイメージ

注：本資料は車いすと電動車いすの支給対象者の範囲をわかりやすく表すために作成したものであり、支給対象者の要件については、パンフレット等を参照してください。



携帯用会話補助装置の概要

1 概要

障害保健福祉施策の日常生活用具給付等事業において、市町村の判断で給付されているものである。

(1) 性能

携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用しえるもの

(2) 日常生活用具給付等事業における支給対象者

旧制度における実施要綱では、「音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声発音に著しい障害を有する者」と示されている。

2 労災保険における対応

労災保険の義肢等補装具支給制度の支給対象種目ではない。

(参考)

○ 日常生活用具給付等事業

障害保健福祉施策として実施されるものであり、重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業で、市町村が実施主体となっている。

日常生活用具は、①安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので日常生活品として一般的に普及していないものの要件を満たす、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）をいう。

障害等級表

障害等級	身 体 障 害	
第 1 級	1	両眼が失明したもの
	2	そしやく及び言語の機能を廃したもの
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	5	削除
	6	両上肢をひじ関節以上で失つたもの
	7	両上肢の用を全廃したもの
	8	両下肢をひざ関節以上で失つたもの
	9	両下肢の用を全廃したもの
第 2 級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの
	2	両眼の視力が0.02以下になつたもの
	2の2	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2の3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	3	両上肢を手関節以上で失つたもの
	4	両下肢を足関節以上で失つたもの
第 3 級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの
	2	そしやく又は言語の機能を廃したもの
	3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	5	両手の手指の全部を失つたもの
第 4 級	1	両眼の視力が0.06以下になつたもの
	2	そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
	3	両耳の聴力を全く失つたもの
	4	1上肢をひじ関節以上で失つたもの
	5	1下肢をひざ関節以上で失つたもの
	6	両手の手指の全部の用を廃したもの
	7	両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第 5 級	1	1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの
	1の2	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

	1の3	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
	2	1 上肢を手関節以上で失つたもの
	3	1 下肢を足関節以上で失つたもの
	4	1 上肢の用を全廃したもの
	5	1 下肢の用を全廃したもの
	6	両足の足指の全部を失つたもの
第6級	1	両眼の視力が0.1以下になつたもの
	2	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	3	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
	3の2	1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
	4	せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
	5	1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
	6	1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
	7	1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失つたもの
第7級	1	1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
	2の2	1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
	3	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
	4	削除
	5	胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
	6	1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失つたもの
	7	1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの
	8	1 足をリスフラン関節以上で失つたもの
	9	1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
	10	1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの
	11	両足の足指の全部の用を廃したもの
	12	女性の外貌に著しい醜状を残すもの
	13	両側のこう丸を失つたもの
第8級	1	1 眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になつたもの
	2	せき柱に運動障害を残すもの

	3	1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失つたもの
	4	1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの
	5	1下肢を5センチメートル以上短縮したもの
	6	1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
	7	1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの
	8	1上肢に偽関節を残すもの
	9	1下肢に偽関節を残すもの
	10	1足の足指の全部を失つたもの
第9級	1	両眼の視力が0.6以下になつたもの
	2	1眼の視力が0.06以下になつたもの
	3	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
	4	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	5	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	6	そしやく及び言語の機能に障害を残すもの
	6の2	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
	6の3	1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
	7	1耳の聴力を全く失つたもの
	7の2	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
	7の3	胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
	8	1手の母指又は母指以外の2の手指を失つたもの
	9	1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したものの
	10	1足の第1の足指を含み2以上の足指を失つたもの
	11	1足の足指の全部の用を廃したものの
	12	生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	1	1眼の視力が0.1以下になつたもの
	1の2	正面視で複視を残すもの
	2	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
	3	14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	3の2	両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
	4	1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

	5	削除
	6	1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの
	7	1下肢を3センチメートル以上短縮したものの
	8	1足の第1の足指又は他の4の足指を失つたものの
	9	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
	10	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	1	両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	3の2	十歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	3の3	両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
	4	1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
	5	せき柱に変形を残すもの
	6	1手の示指、中指又は環指を失つたもの
	7	削除
	8	1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの
	9	胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	1	1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
	2	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	4	1耳の耳かくの大部分を欠損したものの
	5	鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
	6	1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	7	1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの
	8	長管骨に変形を残すもの
	8の2	1手の小指を失つたもの
	9	1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの
	10	1足の第2の足指を失つたもの、第2の足指を含み2の足指を失つたもの又は第3の足指以下の3の足指を失つたもの
	11	1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの
	12	局部にがん固な神経症状を残すもの
	13	男性の外貌に著しい醜状を残すもの

	1 4	女性の外貌に醜状を残すもの
第 1 3 級	1	1 眼の視力が 0. 6 以下になつたもの
	2	1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
	2 の 2	正面視以外で複視を残すもの
	3	両眼のまぶたの 1 部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
	3 の 2	5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	3 の 3	胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
	4	1 手の小指の用を廃したもの
	5	1 手の母指の指骨の 1 部を失つたもの
	6	削除
	7	削除
	8	1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの
	9	1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失つたもの
	1 0	1 足の第 2 の足指の用を廃したもの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの
第 1 4 級	1	1 眼のまぶたの 1 部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
	2	3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
	2 の 2	1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
	3	上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	4	下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	5	削除
	6	1 手の母指以外の手指の指骨の 1 部を失つたもの
	7	1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの
	8	1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの
	9	局部に神経症状を残すもの
	1 0	男性の外貌に醜状を残すもの